

令和3年12月23日

川西市議会議長

久保義孝様

厚生文教常任委員長

岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年12月8日）

1. 議案第64号 川西市社会福祉施設の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、本市の社会福祉施設の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、各施設の指定管理者をいずれも川西市社会福祉協議会とし、指定の期間を、川西市心身障害者総合福祉センターの4施設及び川西市立養護老人ホーム満寿荘については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとし、川西市老人福祉センターの3施設については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとしようとするもの。

質疑の概要

問 今回の指定管理者の指定については非公募としているが、複数の事業者に意見を求めることで、現状の新たな課題等が顕在化することも考えられることから、非公募とした理由について伺いたい。

答 指定管理者の指定に当たっては公募することを基本と考えているが、目的を達成するためには、施設のよりよい運営に資する方法を選択すべきと考えている。

特に、福祉の分野では、事業者ごとの独自サービスの展開による競争性が働かないことや、利用者が長期的に一貫したサービスを受けることが必要となることなどを勘案して非公募としたところである。今後、モニタリング等を通じて質を担保することとしているが、仮に円滑な運営ができないということであれば、新たな選定の可能性を模索しなければならないという考え方である。

答 候補法人として選定した川西市社会福祉協議会は、地域福祉の大きな担い手であり、施設管理の経験が豊富であることや、毎年度実施している管理運営評価会議で運営実績等についておおむね良好な指定管理者として一定の評価を受けていることも非公募とした理由である。

問 指定管理者候補法人の選定に際しては、川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会において、候補法人から提出された事業計画書、事業収支計画書等の関係書類をもとにヒアリングを行い、選定基準により各施設を審査したと説明があったが、当該委員会の委員の構成について伺いたい。

また、審査項目において各委員からの評価に差異が見受けられるが、その差異への対応方針を伺いたい。

答 当該委員会については、第三者からの客観的評価を得るべく、学識経験者1名、税

<p>理士 1 名、各施設の利用者 3 名の計 5 名で構成しており、候補法人選定の結果、これまでの実績や経験により安定した組織運営が可能であり、施設の適切な維持管理や地域住民と連携した施設運営が期待できることから、川西市社会福祉協議会が適任との答申を受けたものである。</p> <p>また、各委員からの意見に一部差異が認められることから、指定管理者と協議しながら、次年度以降、改善が可能な部分については対応していきたいと考えている。</p> <p>問 施設のあり方の検討や機能の見直し等を行う観点から、川西市老人福祉センターの指定期間を 3 年とすることは一定理解するが、これまで、雇用の安定性や人材の確保・育成を計画的に行うために指定期間を 5 年としてきた経緯があることから、指定期間の短縮に伴う影響等について市の考えを伺いたい。</p> <p>答 川西市社会福祉協議会では、これまで福祉施設の管理・運営に関する経験が豊富であり、新たな職員が配置された場合等の引き継ぎや育成面においても懸念はないと認識している。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（1 管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び所在地 ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第 65 号 川西市老人憩いの家鶴寿会館の指定管理者の指定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、本市の老人憩いの家鶴寿会館の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を鶴之荘自治会とし、指定の期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 配付資料によると、指定管理者候補法人等評価結果において「AED 設置、事故防止の配慮、マニュアルの掲示など、利用者の安全の確保に向けた取り組みについて評価できる」と記されており、危機管理及び安全管理に対する体制が整っていることを確認したが、これらに係る訓練等の実施状況について伺いたい。</p> <p>答 AED の使用方法等については、本施設の職員が消防職員からの講習を受けており、対応が可能であると認識している。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（1 管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び所在地 ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3. 議案第66号 川西市久代児童センターの指定管理者の指定について

議案の概要 本案は、本市の久代児童センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を川西市社会福祉協議会とし、指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までとしようとするもの。
質疑の概要 問 令和2年度の指定管理者評価シートにおいて、「不審者対応訓練の実施が必要」、「危機管理体制強化を期待します」と記されているが、これらの点について現在の状況等を伺いたい。 答 不審者対応等の防犯対策については、県警ホットライン等による対応を考えているところである。また、危機管理の点については、施設にクッション材を設置することや、職員が積極的に子どもに対する声かけや見回りを行い、事故を未然に防ぐ取り組みを行っていることを認識している。
特記事項 配付資料あり（1 管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び所在地 ほか）
審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第70号 川西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が4000円引き下げられることに伴い、政令等が改正され、保険加入者の出産育児一時金に加算する当該掛金相当額が同様に引き下げられる一方で、本人給付分を4000円引き上げ、現行の支給総額である42万円が維持されることとなったため、本市の国保加入者に対する出産育児一時金についても同様の対応を図るべく、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要 問 産科医療補償制度について、令和4年1月以降の出生児より、補償対象基準が出生体重にかかわらず、「在胎週数が28週以上であること」へと改正されるが、当該改正に関する被保険者等への周知方法について伺いたい。 答 制度改正による補償対象基準の拡大については、被保険者に広く周知できるよう効果的な方法について検討していきたいと考えている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

5 . 議案第 7 1 号 川西市中学校給食センター設置条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、本市の中学校給食をミルク給食から全員喫食の完全給食に移行するため、川西市中学校給食センターを設置するにつき、法律の規定に基づき新たに条例を制定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 条例案第 3 条において、「給食センターに所長その他必要な職員を置く。」と規定されているが、本給食センターに配置予定の職員の職種や人数等について伺いたい。</p> <p>答 給食センターには、栄養教諭及び事務職を配置する予定としている。栄養教諭の配置人数については、同センターで対応する生徒数に応じた国の基準により 2 名とし、事務職の配置人数については、必要人数を配置する予定であるが現時点では未定である。</p> <p>問 他自治体においては、学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、運営委員会の設置について、条例で規定されている例も見受けられるが、本市における運営委員会の設置に係る考え方について伺いたい。</p> <p>答 本給食センターにおける管理運営等に関する事項については、教育委員会規則を定めることとしており、当該規則の中で規定していきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6 . 議案第 7 5 号 令和 3 年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、人件費予算の補正により、歳入歳出予算をそれぞれ 4 9 0 万 2 0 0 0 円減額するとともに、本年度中に入札及び契約を行う必要がある令和 4 年度の帳票作成及び月次納通封入封緘業務等について、債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（賛成多数）</p>

7 . 議案第 7 6 号 令和 3 年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、人件費予算の補正により、歳入歳出予算をそれぞれ 6 6 7 万 3 0 0 0 円減額す</p>

るとともに、本年度中に入札及び契約を行う必要がある令和４年度の帳票等作成処理業務について、債務負担行為を設定しようとするもの。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

８．議案第 77 号 令和 3 年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、人件費予算の補正により、歳入歳出予算をそれぞれ 25 万 7000 円減額しようとするもの。</p>
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

９．議案第 81 号 令和 3 年度川西市一般会計補正予算（第 9 回）

<p>議案の概要</p> <p>第 1 表 歳出第 3 款民生費のうち第 1 項社会福祉費第 2 目人権推進費及び第 3 目総合センター費を除く全部。第 4 款衛生費のうち第 1 項保健衛生費第 7 目病院費、第 2 項環境衛生費及び第 3 項清掃費を除く全部。第 10 款教育費。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>第 1 表 歳出</p> <p>第 3 款 民生費</p> <p>問 障害児支援事業では、市長部局の福祉部から教育委員会のこども未来部へ同事業を移管することに対する費用として、システムの配線工事、移管に係る業務委託料、ソフト及びハードに係る使用料等を合わせて 153 万円を追加しようとしているが、事業を移管することによる効果等について伺いたい。</p> <p>答 市では、平成 20 年度にこども部を設置し、子供に関する施策を一元的に展開するとともに、事業間相互が連携することで効果を高め、総合的に子供の支援に関する体制整備の充実に努めてきたところである。</p> <p>教育委員会では、従来から特別支援教育の充実に向けて取り組んできたところで、令和 3 年度からは、組織改正により養育や発達に関する相談支援についても充実を図ったところである。今後、さらに障害児福祉サービスを所管するということによって、障害のある子供への総合的な施策展開が可能になると考えている。</p>

問 子育て世代包括支援事業において、産後ケアに係る医療機関等への委託料が利用者の増により増額補正されているが、利用者がふえた要因について伺いたい。

答 コロナ禍の影響で、里帰り出産ができない、あるいは親族の援助を受けることができない妊産婦が、自身のケアや育児等に係る相談等で利用がふえているほか、保健センターやこども支援課において周知に努めていることも要因のひとつであると考えている。

第4款 衛生費

問 新型コロナウイルスワクチンの1回目の接種の際には、会場となった施設の予約者に混乱が生じたケースを仄聞しているが、当該ワクチンの3回目の接種についての市の対応について伺いたい。

答 現在のところ、3回目の接種については、2回目の接種から8カ月経過後となっており、基本的に18歳以上の約12万人を対象とする集団接種を予定している。

本市では、先行した高齢者に係る1回目のワクチン接種を本年5月末から開始したことから、2回目の接種の完了は6月21日以降となっている。したがって、3回目の接種は令和4年2月下旬から開始すると想定しているが、国において接種時期の前倒し等の検討が行われていることから、本市における当該ワクチンの接種体制が整い次第、市民に周知していきたいと考えている。

問 保健対策事業において、マイナポータルを利用して個人の健診情報の閲覧を可能とするために必要なシステム改修に係る委託料を448万8000円追加されているが、当該システムの運用開始時期や閲覧が可能な内容について伺いたい。

答 当該システムへの登録開始は令和4年6月からであり、同年4月以降に受診した健診から閲覧が可能となる。登録される内容は、健診の受診日、受診機関、精密検査の有無等が必須項目となるほか、健診の精密検査の結果等が任意項目となっている。

第10款 教育費

問 図書館運営事業において、400点の電子書籍ライセンスを追加購入するための費用として149万6000円が追加されているが、現在の利用状況や、利用者からの要望等への対応姿勢について伺いたい。

答 令和3年4月から11月までの実績では、ログイン数が9459件、閲覧数が1万953件、貸し出し件数が3458件となっている。

現在のところ、電子書籍については、数や質が限られているため利用者からの要

望は受け付けていないが、今後、電子書籍の選定・購入の際には利用者の意見を反映できるような方法を考えていきたい。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

10．請願第3号 社会福祉事業にかかわる職員配置基準等の抜本的引上げの意見書提出を求める請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>コロナ禍の中で、介護・障がい者福祉・保育事業所は、感染対策を施しながら事業継続の要請に応じてきたが、残念ながら感染症により亡くなる人が少なくない。</p> <p>その一方、社会福祉事業にかかわる職場では、長時間労働が常態化しており、家庭等で生活を送る時間がとれないことや、他業種と比較して低賃金であるため、将来の生活に見通しが立たないことなどが原因で離職者が後を絶たない。新たな求人を募集しても応募がないことから、長期間にわたり欠員状態が続いており、必要としている人に十分な福祉を提供することができていない現状である。</p> <p>このような現状を踏まえ、国が本来の公的責任を果たし、職員の大幅な増員と処遇の改善で労働環境を整える必要があることから、社会福祉事業にかかわる職員の配置基準を引き上げ、それに見合う予算措置を講じるよう、国へ意見書を提出するよう求める。</p>
特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 採択（全員賛成）

11．請願第4号 川西市の公立小、中学校におけるバリアフリー化の推進及びバリアフリー化計画の策定を求める請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>国は、バリアフリー法の成立により公立小・中学校を特別特定建築物として位置づけ、新築の場合「建築物移動等円滑化基準」の適合義務化が図られるとともに、既存施設でも基準適合を進めようとしている。</p> <p>本市においては、令和4年9月からの中学校給食の実施に向けて、エレベーター未設置の中学校にエレベーターの設置工事を予定されているが、当該工事は校舎全体のバリアフリー化ではなく、中学校給食の実施を目的としたものであると認識している。</p> <p>学校施設長寿命化計画においては、バリアフリー化の具体的な内容等については不明瞭なことから、今後のバリアフリー化に焦点を当てた計画の策定状況について危惧しており、また地震や風水害等の発生時においては、学校が避難所へ指定されることを考慮する</p>
--

と、学校は地域で暮らす誰もが安心して利用できる施設である必要がある。

そこで、身体障害者に対する障壁の除去だけでなく、さまざまな障害に対する障壁の除去、LGBTQ+等の方たちのニーズの把握など、多角的な現状を調査し、さまざまな当事者の参加を保障した川西市公立小中学校バリアフリー化計画を早急に策定することや、要配慮児童・生徒などが在籍、または在籍が見込まれる学校において速やかにエレベーターを設置することを求める。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 採択（全員賛成）